

# 需給調整市場について

2026年1月23日

資源エネルギー庁

# 本日ご議論いただきたい内容

- 第108回制度検討作業部会（2025年10月29日、以下「第108回作業部会」という）、第109回制度検討作業部会（同年12月12日、以下「第109回作業部会」という）において、2026年度以降<sup>※1</sup>の需給調整市場の対応方針についてご議論いただいた。募集量を適正化し、調整力調達コストの高騰を防ぐ観点から、2026年度以降、前日取引化する一次～三次①（以下「複合市場<sup>※2</sup>」という）における募集量・上限価格を見直す方向性について様々なご意見をいただいた。今回は前回までの議論を踏まえ、その具体的な水準と、今後の需給調整市場における対応方針について改めてご議論いただきたい。

※1：「2026年度以降」とは、一次～三次①の前日取引が開始される2026年3月13日の取引（3月14日受渡分）以降を示す。

※2：需給調整市場のうち一次～三次①の取引を行うものを「複合市場」という。

- 調整力の確保の重要性が増す中で、需給調整市場の市場運営の健全性を担保するために、運営主体の位置づけについて、ご議論いただきたい。
- 需給調整市場を運営する一般社団法人電力需給調整力取引所（以下「EPRX」という）において、昨年12月の意見募集も踏まえて、2026年度の売買手数料単価を0.06円/ΔkW・30分に引き上げることが検討されており、これについてご報告する。

# 第109回作業部会でいただいた主なご意見

- 募集量を削減し、応札状況を見て増加を検討する方針に異存はないが、周波数維持・安定供給の観点から10相当以上の確保が望ましい。
- 今後、競争状況を確認して募集量を増やす際、広域融通もあるが、エリアごとの競争状況の違いという視点も必要。
- 本来、競争原理による調達費用低減を目指すべきであり、応札状況を確認した上で募集量の増加も検討いただきたい。
- 調整力調達コスト抑制の観点から募集量の削減は理解。上限価格の適切な水準は難しいが、事業の予見性やファイナンス面の影響が出る可能性がある。一定のトリガーを設けて、募集量・上限価格を見直す必要がある。
- 募集量削減・上限価格の引下げは、予見可能性の著しい低下、投資検討中の案件への影響に鑑み、一定期間の検証を経て実施することが望ましい。上限価格は、事業者ヒアリング等を丁寧に行い、参入が期待できる水準とすべき。一連の措置は、市場が成熟するまでの暫定的な措置と理解。
- 上限価格は、高速商品の調達の重要性という従前の議論も踏まえ、大幅な減額には慎重であるべき。
- 一定程度の上限価格の引下げは適正だが、前日取引化後の動向を確認しながら段階的な引下げを検討してはどうか。
- あまりに高い札を入れている事業者の排除措置は必要。先に上限価格を引き下げ、募集量は、一旦撤退してしまうと、次に金融機関からの資金調達や事業再開が難しくなることもあるので、前日取引化後に段階を踏んだ方がよい。上限価格の引下げも段階的にすべき。
- 一部の高値札を排除する観点から、暫定的な措置として上限価格の引下げは有効。前回の水準も許容可能だが、前日取引化の効果を見極めていただきたい。また、募集量を増やす際、応札状況に加え、市場のポテンシャル、事業者のニーズも踏まえて検討いただきたい。
- 上限価格の見直しは、一次調整力の各種リソースのコスト構造を把握した上で、明確かつ合理的な考え方に基づくものとし、その見直し頻度、状況を明らかにする必要がある。募集量削減を先行して応札行動の変化を見極めながら、見直しを図ることがよい。
- 上限価格は、調整力の調達費用に直結し、託送料金単価に影響を及ぼす可能性もある。これを見直しても調整力の安定調達に問題ないため、一定程度の引下げは合理的。まずは上限価格を引き下げ、応札状況を踏まえて更に適切な水準に見直すのも一案。

- 
1. 2026年度以降の需給調整市場における対応
  2. 需給調整市場の運営主体の位置づけ
  3. (ご報告) 需給調整市場の売買手数料について

# 2026年度以降の需給調整市場における対応（1／2）

- 第103回制度検討作業部会（2025年5月28日）においては、2026年度以降も必要な範囲で取引安定化の措置を順次講じていくとされた。これを受け、第108回・第109回作業部会において、2026年度以降の需給調整市場の対応方針についてご議論いただいた。応札未達を解消し、調整力調達コストの高騰を防ぐため、一次、二次①等の募集量の削減と合理的な上限価格の設定の方向性についてはおおむねご賛同いただいた一方、募集量の削減と上限価格の大幅な引下げを同時にを行うことで、新規リソース等の事業者の事業予見性が損なわれる懸念、将来的に募集量を増やす必要性についてご指摘いただいた。
- また、複数の事業者との意見交換を行った結果、需給調整市場への中長期的な参加のためには、安定した約定機会が確保され、一定の予見性が確保されている市場の形成が望ましいという意見をいただいた。
- 市場で取引される調整力の厚みが増すためには、継続的に調整力を供出するリソースが参入しやすい市場を形成する必要がある。他方、引き続き市場への応札不足が懸念される現在の状況下では、募集量と応札量が乖離していることによる調整力調達コストの高騰を防ぐ必要がある。
- そこで、前日取引化するタイミングでは、複合市場の状況を予断することができないため、募集量・上限価格について一定の措置を講じた上で、市場への応札状況等をモニタリングし、一定の約定機会を確保しながら競争的な環境が形成されるまでの間、調整力調達コストの高騰を抑制できるように募集量・上限価格を見直すこととしてはどうか。

# 2026年度以降の需給調整市場における対応（2／2）

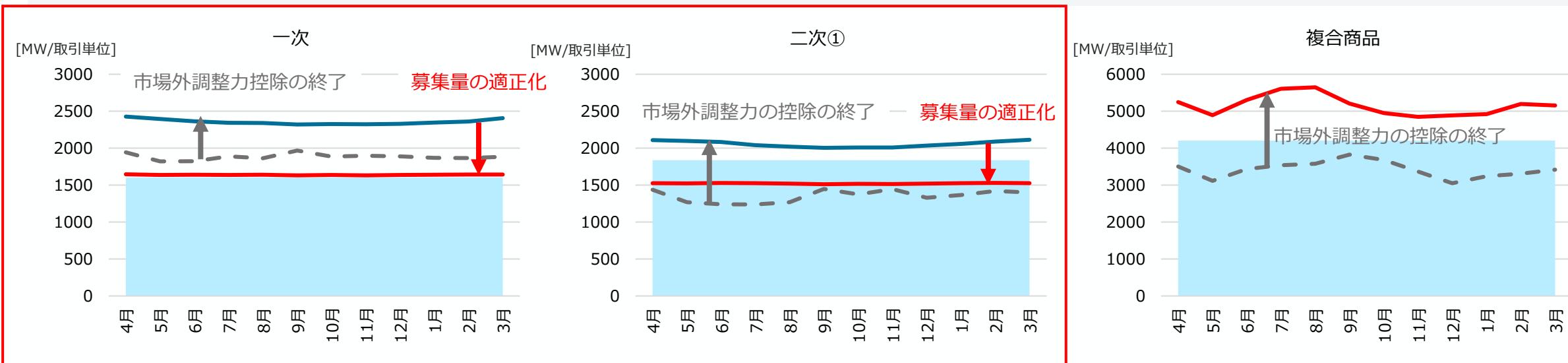
- 前日取引化が実施されるタイミングで、一次・二次①・複合商品における募集量・上限価格について、以下のとおりとしてはどうか。
  - 募集量**：現在の3σ相当量から1σ相当量※まで削減する
  - 上限価格**：現在の19.51円/ΔkW・30分から15円/ΔkW・30分に引き下げる  
(ただし、市場における競争状況に改善が見られない場合、10円、7.21円/ΔkW・30分等と段階的に引き下げる)
- その上で、例えば、系統用蓄電池の接続検討申込の件数が急増していることなども踏まえると、今後、新規リソースの参入により、需給調整市場への応札量が増加することも予想される。適切な競争環境と十分な約定機会を確保する観点から、市場において十分な競争が働いていることが確認できた場合には、募集量を増加させることとしてはどうか。また、市場における競争状況に改善が見られれば、それ以上の上限価格の引下げは行わないこととしてはどうか。
- 市場における競争状況について、前日取引開始後、1か月、2か月、3か月、6か月などの一定の期間における実績  
(例えば、募集量に対する応札量の状況、応札価格の分布、余力の価格水準)を確認し、その検証結果を踏まえて判断することとしてはどうか。その際、エリアや商品等による市場の状況の違いにも留意することとしたい。

※専用線の構築が不要な「一次オフライン枠」の調達上限は、電力の安定供給の観点から、一次の必要量（電力需要の変動に相当する平常時分と、電源脱落時の対応に相当する異常時分の合算）のうち平常時分の3σ相当値とされている。

今回、一次の募集量を3σ相当値から1σ相当値に削減することに伴い、一次オフライン枠の調達上限も、平常時分の1σ相当値まで引き下げる。

# (参考) 2026年度の募集量削減の影響について

- 第56回需給調整市場検討小委員会（2025年6月3日）において市場外調整力を募集量から控除する取扱いの期限は2026年3月とされており、2026年度は応札量が募集量に満たない市場環境となる懸念があった。
- 2026年度において、一次、二次①の募集量を1σ相当に統一することにより、応札量が募集量に満たない市場環境が一定程度是正され、適正な競争環境の形成が期待される。



一次・二次①：3σ相当量+市場外調整力の控除  
複合：1σ相当量+市場外調整力の控除

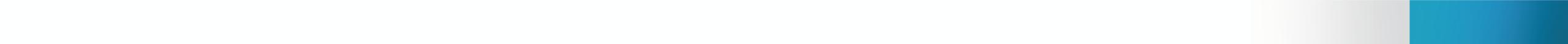
2026年度募集量見込量（3σ相当量）

2026年度募集量見込量（1σ相当量）

2026年度応札見込量（アンケート結果\*に基づく量）

\*揚水随意契約による募集量削減の影響は含まない

\*電力需給調整力取引所の取引会員に対して、2026年度の準備状況および市場外調整力控除による影響等の調査のため、電力広域的運営推進機関、EPRX、資源エネルギー庁が連名で行ったもの。

- 
1. 2026年度以降の需給調整市場における対応
  2. 需給調整市場の運営主体の位置づけ
  3. (ご報告) 需給調整市場の売買手数料について

# 需給調整市場の運営主体の位置づけ

- 現在、需給調整市場は、EPRX（一般社団法人電力需給調整力取引所）※1が私設・任意で運営しているが、第89回制度検討作業部会（2024年2月28日）において、法的な位置づけについて、今後の検討課題とされていた。

※ 1：2021年に任意組合の形態で設立され、2024年に、市場運営の安定性、透明性・中立性を向上させる取組の1つとして、一般社団法人化した。
- 変動性再生可能エネルギーの大量導入に伴い、調整力の確保がますます重要となる。また、同時市場の導入に向けた検討が進められる中で、スポット市場※2などのkWh市場に加えて、ΔkW市場である需給調整市場についても、適正な競争の確保、市場運営の健全性の担保が求められており、第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会においても、需給調整市場の運用改善に向けた取組を進めていくこととされた。
- 需給調整市場の市場運営の健全性が担保されるよう、運営主体に対し、運営報告やガバナンスの適切性確保等が担保されるよう、法制度上の措置も含めた検討をすることとしてはどうか。

# (参考) 第89回制度検討作業部会における御議論

## EPRX新法人に期待すること

- 確実かつ効率的、柔軟性のある調整力確保の仕組みを整え、今後迎える制度改革の流れの中でもその市場を維持していくために、法人化された電力需給調整力取引所においては、主に市場運営業務に関する今後様々な役割を担うことが期待される。
- 具体的には今後議論していくこととなるが、まずは分かりやすくタイムリーな情報開示（商品毎の価格・取引量の状況（必要量との比較）、その中のリソースの分類、時間帯に応じたこれらの変化傾向など）などの役割を果たしていくことが期待される。
- なお、安定的で中立性・透明性のある取引の実現に寄与するような需給調整市場の運営者として、着実に一主体としての役割を担っていくこと、及び電気事業の重要な役目を担う機関の一つとして、引き続き関係機関と密に連携することが期待される。
- また、現時点ではEPRXには電気事業法上での規定がなされておらず、今後法的な位置づけについても検討を進めて行く必要があるか。

### 3. 事業者の創意工夫と規律を両立する電力取引環境の整備

第4回 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会  
(2025年12月17日) 資料 8 - 2

#### 【直面する課題・背景】

- 小売全面自由化以降、燃料費の変動等により価格変動リスクが高い短期のスポット市場の取引量が大きく増加。
- 燃料価格の高騰など市場環境が厳しい局面では、小売事業者の退出、電気料金の急激な変動等で需要家に一定の負担や混乱を生じさせた一方で、経過措置料金については急激な変動を反映しきれず、事業者の負担も発生。
- 電力の脱炭素化を進めていくためには、脱炭素の価値が適切に評価される仕組みを作っていくことが必要。

#### 【対応の方向性】

- 小売電気事業者に対して、安定的な事業実施を求めるための規律を強化する。
- 中長期取引市場の整備、短期の需給運用を最適化する同時市場の導入に向けた詳細設計等を行う。
- 外生的な要因や、現行制度が想定していない制度等による費用変動に対応した経過措置料金の在り方を検討する。
- 非化石証書の更なる活用を推進するため、非化石価値の適正な取引環境の整備や証書の利便性向上に対応していく。
- 発電分野においては、電力需給への影響等も注視しつつ、GX-ETS等に係る必要な制度設計を進めていく。

#### 【具体的措置】

##### ①小売電気事業者の安定的な事業実施の確保

- ✓ 小売電気事業者の量的な供給能力 (kWh) 確保【継続検討】
- ✓ 正当な理由なく休眠状態にある事業者の登録取消の仕組み創設
- ✓ 蓄電池等事業者への電気の供給に当たっての系統利用や、小売電気事業者等が自己等に電気を供給する際の取扱いの明確化
- ✓ 小売電気事業者とマンション等の一括受電事業者が、同一又は密接な関係を有する場合において、最終的な電気の使用者の保護を怠った場合、小売電気事業者に対する業務改善命令事由となりうる旨をガイドラインに明記

##### ②中長期取引環境の整備

- ✓ 小売電気事業者の中長期での供給力の安定的な調達、発電事業の予見可能性の向上等を図る中長期取引市場の整備
- ✓ 中長期取引市場の導入に向けた、市場運営の健全性を担保する仕組み・商品設計・入札方法・決済方法・清算方法等の整理

##### ③短期の需給運用を最適化する市場の整備

- ✓ 需給調整市場の運用改善（適正な競争の確保、市場運営の健全性の担保）
- ✓ 電力 (kWh) と調整力 ( $\Delta$ kW) を同時に取引・約定する同時市場の導入に向けた詳細設計

##### ④経過措置料金の在り方に関する検討

- ✓ 事業者の努力が及ばない外生的な要因、現行制度が想定していない制度等による費用変動への対応の検討

##### ⑤非化石証書の更なる活用の推進

- ✓ 非化石価値の適正な取引環境の整備や証書の利便性向上に向けた対応

##### ⑥GX-ETSへの対応

- ✓ 発電ベンチマークの設計
- ✓ 電力需給への影響の注視 等

1. 2026年度以降の需給調整市場における対応
2. 需給調整市場の運営主体の位置づけ
3. (ご報告) 需給調整市場の売買手数料について

# (ご報告) 2026年度の需給調整市場における売買手数料について

- EPRXにおいては、市場運営業務に要する経費に相当する売買手数料※を、需給調整市場にて取引を行う取引会員（売り手）と一般送配電事業者（買い手）の双方から收受している（2025年度現在：0.03円/ΔkW・30分）。  
※需給調整市場の売買手数料は、需給調整市場ガイドラインにおいてΔkW応札価格に含めることができる。
- この売買手数料の水準は、EPRXの設立当時から、市場運営に実際に要する経費を基本としつつ、過年度の過不足分を調整するという「収支相償」の考え方に基づいて、定められている。
- EPRXとしては、2026年度以降の複合市場の前日取引化・30分取引化等に伴うシステム改修費用、ベンダーに支払う保守費用といった市場運営費用の増加を主な要因として、2026年度の売買手数料単価を0.06円/ΔkW・30分に引き上げる意向。
- 上記の内容について、昨年12月、手数料決定プロセスの一環として、市場参加者への意見聴取が行われ、今後、EPRX内での適切なプロセスを経て、2026年度の売買手数料単価を0.06円/ΔkW・30分に引き上げる決定がなされる予定。

# (参考) EPRXにおける2026年度売買手数料単価の見通し

## 2026年度売買手数料単価の見通しおよび諸元 (仮)

3

2026年度売買手数料単価は、**0.06円/△kW・30分** (仮) の水準となる見通し。

※ 2025年度: 0.03円/△kW・30分

### <主な単価変動要因>

- ✓ システム関連費用が、2026年度向け改修(減価償却相当)費用の加算、保守費用増により増加 (**+33.5億円**)
- ✓ 約定量想定値は、2025年度単価算定時の想定と同水準にて設定 (315億△kW・h → **317億△kW・h**)
- ✓ 前々年度過不足分: 2024年度実績の過不足分に見直し (4.4億円 → **2.0億円**)。

### <現時点における2026年度手数料単価諸元等 (2025年度単価算定時との比較) >

		2026年度単価 算定用想定値(仮)	2025年度単価 算定時想定値	備考(主な変動要因等)
① 市場運営費用 【億円】	人的費用	2.4	2.3	
	システム関連費用	60.4	26.9	・一次～三次①前日化・30分化等に伴うMMS改修等に係る費用増 ・ベンダへ支払う保守料金上昇等による保守費用増
	その他費用	1.5	1.4	
計		<b>64.3</b>	30.6	
② 前前年度過不足分(億円)		<b>2.0</b>	4.4	・2024年度収支実績:2.0億円の不足
③ △kW約定量想定値 【億△kW・h】	一次～三次①	268	268	・前日化による応札(約定)量増加期待と、新たな暫定対策等による 減少可能性を踏まえ、「25年度単価算定時の想定値と同水準に設定 ※ '25年度実績(2Q末時点推実):236億△kW・h からの増加を想定
	三次②	49	47	・2025年度実績(2Q末時点推実)と同水準と想定
計		<b>317</b>	315	※ '25年度実績(2Q末時点推実):285億△kW・h からの増加を想定
④ 手数料単価 【(①+②) ÷ [(③×2)×2]】	△kW・30分 単位 (端数処理前)	<b>0.06</b> (0.052)	0.03 (0.026)	

上記諸元の数値は現時点のものであり、2026年度売買手数料単価決定、公表の際には最新の想定値等に見直します。

# (参考) 今後の手数料算定の方針について

第89回制度検討作業部会  
(2024年2月28日) 資料 5 - 1

- 今般、EPRXが法人として、需給調整市場の運営を安定化させる役割を持つことに鑑みると、今後赤字を繰り返すことは経営上健全ではなく、一法人として運営を安定化させるような手数料体系の見直しも考えられるところ。
- 今後の新法人における手数料水準の検討に際しても、法人運営の健全性維持を意識した上で、新法人の設立目的に即して市場参加者の意見を広く聞く聴取・加味し、中立性・透明性をもったプロセスを経て決定されるべきものと考える。